

平成 18 年 5 月 26 日

各 位

会社名 株式会社 安 楽 亭
代表者の役職名 代表取締役社長 柳 時 機
(コード番号 7562 東証第二部)
問合せ先 取締役総務人事部長 安部 一夫
(T E L 048-859-0555)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 26 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 28 期定時株主総会に、下記のとおり定款の変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 定時株主総会開催予定日

平成 18 年 6 月 29 日 (木)

2. 変更の理由

会社法 (平成 17 年法律第 86 号) ならびに会社法施行規則 (平成 18 年法務省令第 12 号) および会社計算規則 (同第 13 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、以下の理由により、定款の変更を行うものであります。

- (1) 当社の機関として、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置くことを定め、加えて各機関の位置づけを明確にするため、会計監査人に関する章を設けるものであります。(変更案第 4 条、第 6 章 < 第 41 条、第 42 条、第 43 条 >)
- (2) 株券発行会社である旨を明記し、併せて单元未満株式に係る株券の取り扱いを定めるものであります。(変更案第 7 条、第 10 条)
- (3) 单元未満株式について、行使することができる権利を定めるものであります。(変更案第 12 条)
- (4) 株主総会招集の際、より充実した情報の開示を行うことができるよう新設するものであります。(変更案第 18 条)
- (5) 取締役の解任決議要件を加重することが認められたことに伴い新設するものであります。(変更案第 22 条第 4 項)(実質的な内容についての変更はありません。)
- (6) 緊急時および議案の内容に応じて臨機応変な対応を可能とするため取締役会の書面決議を導入するものであります。(変更案第 28 条)
- (7) 社外監査役および会計監査人との賠償責任限定契約締結が可能となりましたので、社外より独立性の高い優秀な人材を招聘しやすくするために、これらの規定を新設するものであります。なお、第 44 条の新設につきましては監査役全員の同意を得ております。(変更案第 40 条第 2 項、第 44 条)
- (8) その他全般にわたり、会社法に合わせた表現の変更、字句の修正および構成の整理を行うものであります。

3.変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現在の定款	変更案
<p>1章 総則 (商号) 第1条 当社は株式会社安楽亭と称する。 英文では ANRAKUTEI Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 和洋食、焼肉、大衆酒場、喫茶等各種<u>飲食物店</u>の経営 2 各種食料品、調味料、嗜好品、飲料等の製造加工販売に関する業務 3 弁当、惣菜等調理食品の製造、販売に関する業務 4 飲食店の経営についての技術援助および経営指導に関する業務 5 企業の財務に関する調査および立案ならびに会計事務および給与計算の代行に関する業務 6 飲食店経営の受託管理に関する業務 7 飲食店に対する原材料の販売、配送および保管に関する業務 8 飲食店のための新規店舗の開発に関する業務 9 建築物の設計、管理および施工に関する業務 10 書籍および出版物の販売に関する業務 	<p>第1章 総則 (商号) 第1条 当社は、<u>株</u>株式会社安楽亭と称する。 英文では、<u>株</u> ANRAKUTEI Co., Ltd. と表示する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>株</u>次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 和洋食、焼肉、大衆酒場、喫茶等各種<u>飲食店</u>の経営 <p>2～16 (現行どおり)</p>

現在の定款	変更案
<p>11 事務機器および文房具の販売に関する業務</p> <p>12 コンピュータ、周辺機器およびソフトウェアの販売に関する業務</p> <p>13 カメラ・フィルムの販売および現像に関する業務</p> <p>14 日用雑貨品の販売に関する業務</p> <p>15 不動産の売買、賃貸借および管理に関する業務</p> <p>16 前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を埼玉県さいたま市に置く。</p> <p>(新設)</p> <p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、<u>電子公告により行う</u>。ただし、電子公告によることのできないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(<u>発行する株式の総数</u>)</p> <p>第5条 当社の<u>発行する株式の総数</u>は8,000万株とする。 <u>ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</u></p>	<p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(<u>機関の設置</u>)</p> <p><u>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <p><u>1 取締役会</u></p> <p><u>2 監査役</u></p> <p><u>3 監査役会</u></p> <p><u>4 会計監査人</u></p> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の<u>公告方法</u>は、<u>電子公告とする</u>。ただし、電子公告によることのできないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株式</p> <p>(<u>発行可能株式総数</u>)</p> <p>第6条 当社の<u>発行可能株式総数</u>は、8,000万株とする。</p>

現在の定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p> <p>(1単元の株式数) 第7条 当社の<u>1単元の株式の数は1,000株とする。</u></p> <p>(単元未満株券の不発行) 第8条 当社は、<u>1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)</u>に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</p> <p>(単元未満株式の買増請求) 第9条 当社の<u>単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、その単元未満株式の数と併せて<u>1単元の株式の数となるべき数の株式を当社に対し売渡すことを請求(以下「買増請求」という。)</u>することができる。但し、当社が<u>売渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</u> <u>買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株券の発行) <u>第7条 当社の株式については、株券を発行する。</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p> <p>(単元株式数) 第9条 当社の<u>単元株式数は、1,000株とする。</u></p> <p>(単元未満株券の不発行) 第10条 当社は、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについては、この限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式の買増し) 第11条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。ただし、当社が売り渡すべき数の自己株式を有しないときは、この限りでない。</u></p> <p>(削除)</p>

現在の定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第10条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p><u>当社の名義書換代理人</u>および事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）および<u>株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の再交付、株券喪失登録、单元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においてはこれを取り扱わない。</u></p>	<p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第12条 当社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>1 <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>2 <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>3 <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>4 <u>前条に定める請求をする権利</u></p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第13条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p><u>株主名簿管理人</u>およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>

現在の定款	変更案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第11条 当社の<u>株券の種類ならびに株式の名義書換、実質株主通知の受理、株券の再交付、株券喪失登録、単元未満株式の買取りおよび売渡し、その他株式に関する請求、届出の手續き</u>および手数料は、取締役会<u>の定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権のある株主をもって、その<u>決算期の定時株主総会</u>において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項および本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第13条 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。</p> <p>(招集者および議長)</p> <p>第14条 <u>当社の株主総会は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、</u>取締役社長が招集し、議長となる。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第14条 当社の<u>株式に関する取扱い</u>および手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程</u>による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第15条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その<u>事業年度に関する定時株主総会</u>において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項および本定款に定めがある場合のほか、必要があるときは、<u>取締役会の決議によって</u>あらかじめ公告して基準日を定めることができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第16条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第17条 株主総会は、取締役社長が<u>これを招集し、議長となる。</u></p>

現在の定款	変更案
<p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会<u>の定める</u>順序に従い、他の取締役が<u>これに代わる</u>。</p> <p>(新設)</p> <p>(普通決議の方法)</p> <p>第15条 <u>当社の</u>株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>商法第343条の規定によるべき</u>決議は、<u>総株主</u>の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 <u>当社の</u>株主は、当社の議決権<u>ある</u>他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p><u>前項</u>の株主または代理人は、代理権を<u>証</u>する書面を、株主総会<u>毎</u>に当会社に提出することを要する。</p>	<p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会<u>において定めた</u>順序に従い、他の取締役が<u>株主総会</u>を招集し、議長となる。</p> <p>(参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第18条 当社は、株主総会の招集に際し、<u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第19条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定め<u>がある</u>場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>会社法第309条第2項に定める</u>決議は、<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>(議決権の代理行使)</p> <p>第20条 株主は、当社の議決権を<u>有する</u>他の株主<u>1名</u>を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>株主または代理人は、代理権を<u>証明</u>する書面を、株主総会<u>ごと</u>に当会社に提出することを要する。</p>

現在の定款	変更案
<p>(株主総会の議事録)</p> <p><u>第17条 当社の株主総会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p><u>株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (取締役の員数)</p> <p><u>第18条 当社の取締役は10名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p><u>第19条 (新設)</u></p> <p><u>当社の取締役の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数の決議をもって行う。</u></p> <p><u>当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p><u>第21条 当社の取締役は、10名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法および解任)</p> <p><u>第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p><u>取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現在の定款	変更案
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 <u>取締役の任期は、就任後最初の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(役付取締役)</p> <p>第21条 <u>取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選任し、また必要に応じて取締役会長、取締役副社長ならびに専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 <u>取締役社長は、当社を代表する。また必要に応じ、取締役会の決議により前項に加えてさらに代表取締役を定めることができ、おのおの会社を代表するものとする。</u></p> <p>(取締役会の招集者および議長)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会<u>の</u>定めた順序により他の取締役が<u>これに代わる。</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第23条 <u>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第24条 <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p><u>取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u></p> <p>取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会<u>において</u>定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会を招集し、議長となる。</u></p>

現在の定款	変更案
<p>(招集手続)</p> <p>第24条 取締役会の招集は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前に<u>その通知を発するものとする。</u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の決議)</p> <p>第25条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 <u>取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u> <u>取締役会の議事録は議事の日から10年間本店に備え置く。</u></p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項<u>について</u>は法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第26条 取締役会の招集<u>通知</u>は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前<u>までに</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(取締役会規則)</p> <p>第29条 取締役会に関する事項は、<u>法令</u>または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>

現在の定款	変更案
<p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第28条 <u>当社の取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は、<u>商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第30条 当社の監査役は、4名以内とする。</p> <p><u>当社は、監査役が法令(または前項)に定める数を欠くことになる場合に備え、監査役補欠者を選任することができる。</u></p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第30条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)</u>は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役および監査役会 (監査役の員数)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現在の定款	変更案
<p>(監査役の選任)</p> <p>第31条 監査役は、株主総会において選任する。また、監査役補欠者は、定時株主総会において選任する。</p> <p>当社の監査役及び監査役補欠者の選任決議は、株主総会において、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数の決議をもって行う。</p> <p>監査役補欠者選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会の開催の時までとする。</p> <p>当社の監査役の選任については累積投票によらないものとする。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第32条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>補欠により選任された監査役の任期及び監査役補欠者が監査役に就任した際の監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。</p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第33条 監査役はその互選により常勤監査役を1名以上置かなくてはならない。</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>監査役補欠者選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開催の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p>第34条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>

現在の定款	変更案
<p>(監査役会の招集)</p> <p>第<u>34</u>条 監査役会の招集は、各監査役に対して<u>会日の3日前までにその通知を</u>発する。</p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開く</u>ことができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第<u>35</u>条 監査役会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これ</u>を行う。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第<u>36</u>条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名捺印または電子署名を行う。</u></p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第<u>37</u>条 監査役会に関する事項は法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第<u>38</u>条 <u>当社の監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</u></p>	<p>(監査役会の招集<u>通知</u>)</p> <p>第<u>36</u>条 監査役会の招集<u>通知</u>は、各監査役に対し、<u>会日の3日前までに発する。</u></p> <p>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を<u>開催</u>することができる。</p> <p>(監査役会の決議<u>方法</u>)</p> <p>第<u>37</u>条 監査役会の決議は、<u>法令に別段の定めがある場合</u>を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(削除)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p>第<u>38</u>条 監査役会に関する事項は、<u>法令</u>または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬<u>等</u>)</p> <p>第<u>39</u>条 監査役の報酬<u>等</u>は、株主総会の決議<u>によって</u>定める。</p>

現在の定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第39条 当社は、<u>商法第280条第1項</u>の規定により、<u>取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)</u>の責任を法令の限度において免除することができる。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第40条 当社は、<u>会社法第426条第1項</u>の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)</u>の損害賠償責任を、<u>法令の限度において、取締役会の決議によって免除</u>することができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>第6章 会計監査人</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の選任方法)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第41条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>第42条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第43条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現在の定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計 算 (営業年度および決算期日) 第40条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、<u>毎営業年度末を決算期日とする。</u></p> <p>(利益配当金の支払) 第41条 <u>利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録された質権者に対し、株主総会の決議により支払う。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(<u>会計監査人の責任免除</u>) 第44条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u> <u>ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度) 第45条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までの<u>1年</u>とする。</p> <p>(剰余金の配当) 第46条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u> <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p>

現在の定款	変更案
<p>(<u>中間配当金の支払</u>)</p> <p><u>第42条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録された質権者に対し、商法第293条の5に定める金銭の分配(以下「中間配当」という。)をすることができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第43条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から、満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払い義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第47条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払い義務を免れる。</u></p>

以上